

業務執行理事の職務権限規程

制定日	2013年（平成25年）1月18日
施行日	2013年（平成25年）1月18日
改訂日	2021年（令和3年）6月10日
決裁機関	理事会
区分・レベル	運営 レベル2
主管部署	総務人事課
版	第3版

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（以下「本法人」という。）の定款第24条に基づき、本法人の業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程にいう業務執行理事とは、社員総会の決議で選出され、理事会において選定された代表理事（会長）及び業務執行理事をいう。

（法令等の順守）

第3条 業務執行理事は、本法人の運営にあたり法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 業務執行理事の職務権限

（会長）

第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- （1） 本法人を代表し、業務執行理事会を組織し、その業務を執行する。
- （2） 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- （3） 業務執行理事会を招集し、これを主宰する。
- （4） 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副会長）

第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- （1） 会長を補佐し、本法人の業務を執行する。

- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 事務局に執行部を組織し、会務を執行する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (4) 常務理事の内、常勤の常務理事の職務権限については、理事会に図り別途定めることとする。

(代行順序の決定)

第8条 第5条第2号及び第7条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(業務執行理事の職務)

第9条 業務執行理事の職務は以下の通りとする。

- (1) 法人の各事業所施設長及び管理者等の業務執行状況の管理監督に関する業務。
- (2) 法人本部及び法人に属する各事業所の事務執行の管理監督に関する業務。
- (3) 法人本部所属職員の労務管理に関する業務。
- (4) 緊急人道支援事業の実施に関する執行監督業務。
- (5) 決裁・職務の権限及び稟議規程に基づく、契約・支出執行業務。
- (6) 安全管理に関する監督業務。
- (7) その他、計画外、決裁・職務の権限及び稟議規程に基づく決済業務。

(業務執行理事の決裁権限)

第10条 業務執行理事の決裁権限については、別途定める決裁・職務の権限及び稟議規程によることとする。

第3章 業務執行理事会

(業務執行理事会)

第11条 会長及び業務執行理事は、本法人の業務を円滑に推進するため、業務執行理事会を組織する。業務執行理事会は会長が招集し、全業務執行理事で構成される。

2. 業務執行理事会では、下記事項について審議、及び決定する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 規程管理規程による規程の改廃
- (3) 財務・経理に関する事案
- (4) 人事体制・労務管理に関する事案
- (5) 渉外・組織方針・運営に関する事案
- (6) 決済・職務の権限に基づく事案
- (7) 緊急人道支援事業の実施に関する事案
- (8) コンプライアンス・安全管理に関する事案
- (9) その他の事案

(運営)

第12条 業務執行理事会の運営は専務理事が行う。ただし専務理事が欠けた場合は、常務理事の内あらかじめ業務執行理事会で決定された順にこれを代行する。

(開催)

第13条 業務執行理事会は年4回以上開催し、委任を含めた業務執行理事の全員の参加をもって行う。欠席する理事は特段の事情がない限り、原則として会長に議決権を委任する。この会議は双方向に会話ができる電磁的手段を使用して行うこともできる。

(決済)

第14条 業務執行理事会の承認は、業務執行理事の3分の2以上の賛成、及び会長の賛成をもって決済する。業務執行理事全員が議事録を承認した後、議事録の発送をもって、決済が完了したものとする。

2. 緊急に決済が必要な場合は、電磁的手段によって随時決済することができる。この場合は全会一致を原則とする。決済された場合は、承認された旨のメールの発送を以て決済が完了したものととする。

第4章 補則

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、2013年（平成25年）1月18日から施行する。

この規程は、2016年（平成28年）8月30日から改訂施行する。

この規程は、2021年（令和3年）6月10日から改訂施行する。

以上